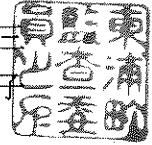


東浦町監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定に基づきたな卸し監査の結果を公表する。

令和8年4月21日

東浦町監査委員 阿知波 清三
同 秋葉 富士子



- 1 監査の種類 たな卸し監査（前期）
- 2 監査実施日（1）令和8年3月26日（木）
（2）令和8年4月1日（水）
- 3 監査の対象

(1) 令和8年3月26日（木）

課名等	たな卸し監査の対象
環境課	指定ごみ袋等

(2) 令和8年4月1日（水）

課名等	たな卸し監査の対象
議事課	資金前渡金（交際費）、公印等
防災課	防災ラジオ、防災ラジオ用アンテナ等
行政課	宿日直用出納用現金、ETCカード、郵便切手等、図面（白図、小字図、都市計画図、土地利用計画図）、公印等
政策課	資金前渡金（交際費）、タクシーチケット、ETCカード（行政課より貸与）、販売用図書等
都市整備課	行政バス「う・ら・ら」定期券、回数券等
都市デザイン課	出納用現金、都市計画図等
保険医療課	出納用現金、公印等
会計課	会計管理者保管金の受払状況、愛知県証紙の受払状況及び在庫検査、出納用現金・収納金の実査、公印等
D X 課	有価証券等
住民自治課	運転免許証自主返納支援品等
環境課	出納用現金、手数料、指定ごみ袋、し尿くみ取り券、粗大ごみ処理券等
水道サービス課 水循環管理課 (水道事業、下水道事業)	出納用現金（宿日直用含む）及び収納金、貯蔵品、公印等

4 監査の着眼点

帳簿等の在庫と実際の在庫の数に差異がないか、適正に管理されているかを主眼とし、たな卸し資産の保存状態や出納用現金等の保管体制等を監査した。

5 監査の実施内容

販売用物品・図書、貯蔵品、諸材料、金券、証紙、有価証券、出納用現金等について、受け払い簿等と在庫状況を照合し、確認をした。

6 監査の結果

たな卸し資産の在庫及び保管現金等の管理状況について監査したところ、良好で適正に管理されていた。